

令和4年

第3回市議会定例会 議案第5号

函館市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の  
条例の制定について

函館市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次の  
ように定める。

令和4年9月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例  
(函館市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 函館市職員の定年等に関する条例(昭和59年函館市条例第4  
号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次および章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条～第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条～第8条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第9条・第10条)

第5章 雑則(第11条)

附則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項までおよび第28条の  
3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項および第2項,  
第22条の5第1項,第28条の2第1項,第2項および第4項,第  
28条の6第1項から第3項までならびに第28条の7」に改め,同  
条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め,同条ただし書を削り,同

条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、保健福祉部において医療業務に従事する医師および歯科医師の定年は、年齢70年とする。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の後ろに「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の後ろに「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の後ろに「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員および第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなつた」を「第1項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年函館市条例第15号)第21条第1項、函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和52年函館市条例第1号)第4条または函館市立高等学校及び幼稚園教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和39年函館市条例第17号)第2条第1項もしくは第2項の規

定により管理職手当を支給される職員の職（保健福祉部および病院局において医療業務に従事する医師および歯科医師が占める職を除く。第8条第2号および第3号において「管理監督職」という。）とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任（第3号において「他の職への降任」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項および第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果または勤務の状況および職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力および当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。
- (3) 当該職員の他の職への降任をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階または当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第9条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条および次条第1項において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条および次条第1項において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第10条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、市が加入する地方公共団体の組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の地方公共団体の組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第5章 雑則

第11条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の4項を加える。

(定年に関する経過措置)

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
-----------------------	-----

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、函館市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年函館市条例第 号。以下「令和4年改正条例」という。）第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員であつて、第3条第1項の規定を適用する職員については、前項の規定は、適用しない。

6 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員（病院局において医療業務に従事する医師および歯科医師を除く。）に対する第3条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

（情報の提供および勤務の意思の確認）

7 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員、第3条第2項に規定する職員および令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下「情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職

員（異動等により情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間，末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は，当該年度の前年度））において，当該職員に対し，当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用および給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに，同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（職員の分限に関する条例の一部改正）

第2条 職員の分限に関する条例（昭和27年函館市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の4各号列記以外の部分中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた」に，「該当する場合において」を「該当し」に，「とき」を「場合」に改める。

第7条第3項各号列記以外の部分中「降任された」を「降任により，現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた」に，「該当する場合において」を「該当し」に，「とき」を「場合」に改める。

附則に次の2項を加える。

- 4 一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年函館市条例第15号）附則第20項の規定の適用を受ける職員に対する第1条の3の規定の適用については，当分の間，同条中「とする」とあるのは，「ならびに一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年函館市条例第15号）附則第20項の規定による降給とする」とする。
- 5 第2条第5項の規定は，一般職の職員の給与に関する条例附則第20項の規定による降給の場合には，適用しない。この場合において，同項の規定の適用を受ける職員には，市長が別に定めるところにより，同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた

旨の通知を行うものとする。

(職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒に関する条例(昭和27年函館市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中「6月以内の範囲で」を「1日以上6月以下の期間,その発令の日を受ける」に改め,同条に後段として次のように加える。

この場合において,その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは,当該額を減ずるものとする。

(公益的法人等への函館市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益的法人等への函館市職員の派遣等に関する条例(平成14年函館市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項または第28条の6第1項の規定により採用されている職員を除く。)」を削り,同項第3号中「地方公務員法」の後ろに「(昭和25年法律第261号)」を加える。

(職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第5条 職員の勤務時間に関する条例(平成3年函館市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の4第1項,第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項」を「第22条の4第1項または第22条の5第1項」に改め,「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り,「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め,同条第3項,第5項ただし書および第6項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第8条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の休日および休暇に関する条例の一部改正)

第6条 職員の休日および休暇に関する条例(平成3年函館市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項」を「第22条の4第1項または第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第8条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年函館市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第17条の2中「第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第18条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

(函館市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 函館市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年函館市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年函館市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第4項を次のように改める。

4 地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される行政職給料表または技能労務職給料表の定年前再任用短時間勤



務職員の項に掲げる基準給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第3条の2第5項を削る。

第4条第1項および第3項中「その者」を「当該職員」に改める。

第13条第1項第1号中「以下」を「第3号および次項第1号において」に改め、同項第2号中「交通用具」を「交通の用具」に改め、「以下」の後ろに「この条において」を加え、「利用する」を「使用する」に改め、同項第3号中「交通機関等」を「交通機関」に改め、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）の後ろに「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の後ろに「この号および第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に、「交通機関等」を「交通機関」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「交通機関等」を「交通機関」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第16条第1項各号列記以外の部分中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第20条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第1項中「および第22条の3」を「および第22条の3第1項」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第22条の4」を「第22条の4第2項第1号」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

第22条の4第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2

項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「同項」を「第22条の4第1項」に改める。

第25条の2の見出しを「（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）」に改め、同条中「第11条から第12条の2まで、第13条の3および」を「第3条の2第2項および第3項、第4条、第11条から第12条の2まで、第12条の4、第12条の5、第13条の3ならびに」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

20 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第22項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条の2第1項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに同条第2項および第3項ならびに第4条第2項および第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

21 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的任用の職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員

(2) 函館市職員の定年等に関する条例（昭和59年函館市条例第4号）第3条第2項に規定する職員

(3) 地方公務員法第28条の7第1項または第2項の規定により勤務している職員（同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

22 地方公務員法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項および附則第24項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第

20項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第20項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

23 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条の2第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条の2第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

24 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第20項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第22項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

25 附則第22項または前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第20項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

26 附則第20項から前項までに定めるもののほか、附則第20項の

規定による給料月額，附則第 2 2 項の規定による給料その他附則第 2 0 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は，市長が定める。

別表 1 および別表 2 中  
「再任用職員以外の職員」を「定年前任用短時間勤務職員以外の職員」に，

再任用職員	給料月額 (円)	215,200	を
-------	-------------	---------	---

定年前任用短時間勤務職員	基準給料月額 (円)	215,200	に
--------------	---------------	---------	---

改める。

(函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第10条 函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和52年函館市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第24条の見出しを「（定年前任用短時間勤務職員等についての適用除外）」に改め，同条中「第28条の4第1項，第28条の5第1項もしくは第28条の6第1項もしくは第2項」を「第22条の4第1項もしくは第22条の5第1項」に改める。

(函館市職員退職手当条例の一部改正)

第11条 函館市職員退職手当条例（昭和59年函館市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項，第28条の5第1項または第28条の6第1項も

しくは第2項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同条第2項ただし書中「地方公務員法」の後ろに「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第7条の4第1項各号列記以外の部分中「除く。以下」を「除く。第9条第4項において」に改め、「額（以下）」の後ろに「この項および第5項において」を加える。

第11条の2第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第16条第1項第1号および第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第17条第1項第2号および第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第18条第1項各号列記以外の部分中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号および第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第20条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項および第3項中「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第2項中「第5条まで」を「第5条の3まで」に、「の規定により」を「および附則第17項から第25項までの規定により」に、「第7条の5第1項」を「第7条の5第1項各号列記以外の部分」に

改める。

附則第3項中「第5条の2」の後ろに「および附則第20項」を加える。

附則第4項中「第5条」の後ろに「または附則第18項」を加える。

附則第19項を附則第28項とし、附則第18項を附則第27項とし、附則第17項の前の見出しを削り、同項を附則第26項とし、同項の前面に見出しとして「(司法修習を終えて再び職員となった場合の退職手当の計算の特例)」を付し、附則第16項の次に次の9項を加える。

17 当分の間、第4条第1項の規定は、10年を超え25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者および同項または同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「または第5条」とあるのは、「、第5条または附則第17項」とする。

18 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者および同項または同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「または第5条」とあるのは、「、第5条または附則第18項」とする。

19 前2項の規定は、函館市職員の定年等に関する条例(昭和59年函館市条例第4号)第3条第2項に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

20 一般職の職員の給与に関する条例附則第20項の規定による職員の給料月額改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

21 当分の間、第4条第1項第4号ならびに第5条第1項第3号、第6号および第7号に掲げる者に対する第5条の3および第7条の3

の規定の適用については、第5条の3中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第19項に規定する職員以外の者にあつては60歳とし、同項に規定する職員にあつては65歳とする。）に達する日」と、同条の表第4条第1項および第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項および第7条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第19項に規定する職員以外の者にあつては60歳とし、同項に規定する職員にあつては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

22 当分の間、第4条第1項第4号ならびに第5条第1項第3号、第6号および第7号に掲げる者に対する第5条の3および第7条の3の規定の適用については、第5条の3中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項および第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項および第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

23 当分の間、第4条第1項第4号および第5条第1項（第1号および第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3および第11条の2の規定の適用については、第5条の3および第11条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、および第11条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。

附則第19項に規定する職員以外の者	60歳
-------------------	-----

附則第 19 項に規定する職員	65 歳
-----------------	------

24 当分の間、第 5 条第 1 項第 2 号および第 4 号に掲げる者であつて前項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第 5 条の 3 および第 7 条の 3 の規定の適用については、第 5 条の 3 の表第 4 条第 1 項および第 5 条第 1 項の項、第 5 条の 2 第 1 項第 1 号の項および第 5 条の 2 第 1 項第 2 号の項ならびに第 7 条の 3 の表第 7 条の項、第 7 条の 2 第 1 号の項および第 7 条の 2 第 2 号の項中「100 分の 3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあつては、100 分の 2）」とあるのは、「附則第 23 項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に 100 分の 3 を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

25 当分の間、第 5 条第 1 項第 2 号および第 4 号に掲げる者であつて附則第 23 項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第 5 条の 3 および第 7 条の 3 の規定の適用については、第 5 条の 3 の表第 4 条第 1 項および第 5 条第 1 項の項、第 5 条の 2 第 1 項第 1 号の項および第 5 条の 2 第 1 項第 2 号の項ならびに第 7 条の 3 の表第 7 条の項、第 7 条の 2 第 1 号の項および第 7 条の 2 第 2 号の項中「100 分の 3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあつては、100 分の 2）」とあるのは、「100 分の 2 を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(函館市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第 12 条 函館市職員等の旅費に関する条例（平成 2 年函館市条例第 22



号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3等級の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(函館市立高等学校及び幼稚園教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第13条 函館市立高等学校及び幼稚園教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和29年函館市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条中「減給は」を「減給は、」に、「、給料」を「の期間、その発令の日に受ける給料」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(函館市職員の再任用に関する条例の廃止)

第14条 函館市職員の再任用に関する条例(平成13年函館市条例第9号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(函館市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条の規定による改正前の函館市職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第4条第1項または第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限(同条第1項の期限または同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。)について、旧定年条例勤務延長期限またはこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の函館市職員の定年等に関する

条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る函館市職員の定年等に関する条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日および令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条各項に規定する定年をいう。以下この項において同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）およびこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項もしくは第2項の規定または地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項もしくは前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、または転任することができない。
- 3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第3条本文に規定する定年

をいう。以下同じ。) (施行日以後に新たに設置された職および施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に函館市職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項もしくは第2項の規定または令和3年改正法附則第3条第5項もしくは前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用することをいう。)または暫定再任用(この項もしくは次項、次条第1項もしくは第2項、附則第5条第1項もしくは第2項または附則第6条第1項もしくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年(新定年条例第3条第1項に規定する定年をいう。次条第2項および附則第9条において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定め

る情報に基づく選考により，1年を超えない範囲内で任期を定め，当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に函館市職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職した者
  - (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項または第2項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 施行日以後に新定年条例第9条の規定により採用された者のうち，令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (4) 施行日以後に新定年条例第10条第1項の規定により採用された者のうち，新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって，当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
  - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって，当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に，暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期またはこの項の規定により更新された任期は，1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし，当該任期の末日は，前2項の規定により採用する者またはこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項もしくは第2項，次条第1項もしくは第2項，附則第5条第1項もしくは第2項または附則第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は，当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が，当該暫定再任用職員の能力評価および業績評価の総合評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行

うことができる。

- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、市が加入する地方公共団体の組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の地方公共団体の組合をいう。以下同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、市が加入する地方公共団体の組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第9条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職および施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職

員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例第3条第1項に規定する定年をいう。次条第2項および附則第10条において同じ。)に達している者(新定年条例第9条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、市が加入する地方公共団体の組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、市が加入する地

方公共団体の組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第10条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年（短時間勤務の職にあっては、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例第3条第1項に規定する定年。以下この条において同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日および令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）およびこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第9条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項または第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準



日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新定年条例第9条または第10条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第9条または第10条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、または転任することができない。

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（公益的法人等への函館市職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）に対する第4条の規定による改正後の公益的法人等への函館市職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用されている職員」とあるのは、「任期を定めて任用されている職員（函館市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年函館市条例第 号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（同条第1項もしくは第2項または同条例附則第4条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員に限る。）を除く。）」とする。

（職員の勤務時間に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の職員の勤務時間に関する条例の規定を適用する。

(職員の休日および休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の職員の休日および休暇に関する条例の規定を適用する。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 第9条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第20項から第26項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項または附則第2条第1項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 2 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第3条第1項第1号および第2号に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第3条第1項第1号および第2号に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額に、職員の勤務時間に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第13条第2項、第16条第2項および第20条第2項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第22条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第22条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職

員および函館市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年函館市条例第 号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員」とする。

7 一般職の職員の給与に関する条例第3条の2第2項および第3項、第4条第2項および第4項から第6項まで、第11条から第12条の2まで、第12条の4、第12条の5、第13条の3ならびに第23条ならびに新給与条例第4条第1項および第3項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第16条 第10条の規定による改正後の函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例第5条、第6条、第6条の2（第2号に限る。）、第6条の3、第7条の2、第9条および第15条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（函館市職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置）

第17条 暫定再任用職員に対する第11条の規定による改正後の函館市職員退職手当条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「もの（）」とあるのは、「もの（函館市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年函館市条例第 号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員を除く。）」とする。

（函館市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第18条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第12条の規定による改正後の函館市職員等の旅費に関する条例の規定を適用する。

（市長への委任）

第19条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(提案理由)

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年の引上げ、管理監督職勤務上限年齢制および定年前再任用短時間勤務制の導入等の措置を講ずることとするため